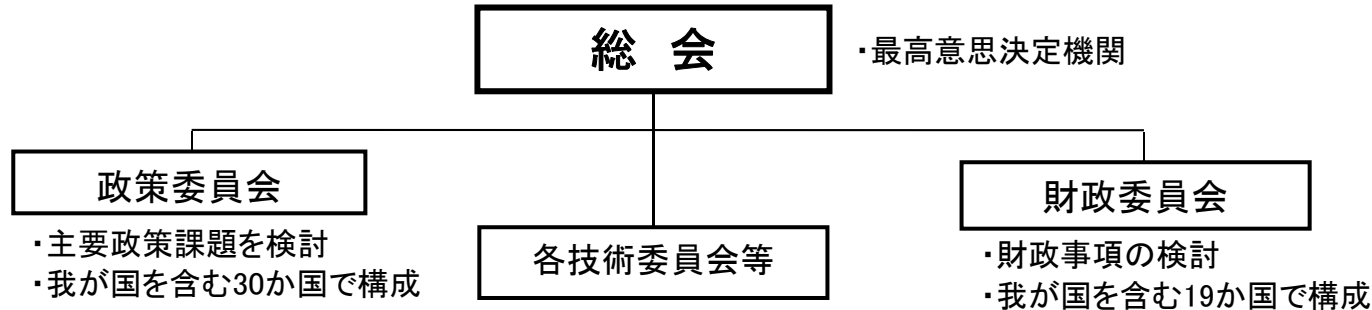


WCO (World Customs Organization: 世界税関機構)

(2021年4月現在)

- ・世界183か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立(日本は1964年に加入)。
- ・各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- ・事務局本部はベルギーのブリュッセル。

主な機構



事務局組織



事務総局長

御厨 邦雄 (日本)

2009年1月～2023年12月
(3期合計)



事務総局次長

R. Treviño (メキシコ)

2018年1月～2022年12月

関税・貿易局長

K. KAIPOULOS (ギリシャ)
2021年3月～2025年12月

キャパシティビルディング局長

T.Kang (韓国)

2019年9月～2024年12月

監視・手続局長

P. Das (インド)

2020年1月～2024年12月

我が国の貢献

- ・事務総局長を含め13名の職員(うち本部に10名)を派遣し、事務局における政策立案・実施に大きく貢献。
- ・分担金: 第3位(6.79%、2020/2021年度)、関税協力基金(技術協力): 最大の拠出(約31.0%、2019/2020年度)。
- ・WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。

WCOの主な活動

HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の管理

- HS(Harmonized System)条約及びHS条約の附属書である、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表の改定、策定等を行っている。HS条約は1988年1月発効。159か国及びEUが締約(2021年4月現在)。HSコードを使用している国・地域は未締約国を含み計200以上で、世界中の貿易にとってHSコードは不可欠なもの。

改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)の管理

- 各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより、貿易コスト削減、通関手続の予見性向上、ひいては国際貿易の円滑な発展を図ることを目的とした条約。1973年に京都でのWCO総会で採択された京都規約を更新、改正。2006年2月発効。締約国は127か国及びEU(2021年4月現在)。

国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO SAFE「基準の枠組み」

- 2001年の米国同時多発テロ以降、税関当局が、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるために実施すべき方策を検討、基準としてとりまとめたもの。2005年6月採択。その後、安全管理と法令遵守の体制が整備された事業者(AEO:認定事業者)に関するガイドラインを追加。170か国・地域及びEUが実施の意図を表明(2021年4月現在)。

密輸対策・テロ対策の推進

- 不正薬物、知的財産侵害物品、テロ関連物品等に対する施策の共有などを通じ、各国税関当局の取組みの強化を推進。

技術協力(キャパシティビルディング)の推進

- 知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを推進。